

変 更 理 由

平成 22 年度から 24 年度にかけて都市計画に関する基礎調査を実施した結果、第 6 回定期見直し以降における都市化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況等が明らかとなったことから、これらを勘案し、平成 32 年を目標とした人口、産業等を適切に收容するため、下記により市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画を変更する。

土地利用規制の及ばない都市計画区域外である富士市富士川・松野地区については、適正な土地利用の誘導を図る必要があるため、市街化調整区域に編入する。

その他、目標年次における人口、産業等を適切に收容するため、区域区分の人口フレームを本案のとおり変更する。